

滋賀県再犯防止推進計画の検討課題

○ 基本理念

(「滋賀らしさ」)

(犯罪からの離脱)

キーワード (※ 再犯防止推進法に基づく新たな視点(法務省主催 再犯防止推進計画に係るブロック別担当者説明会(近畿: H30. 1/30)における説明資料より))

- ・円滑な社会復帰の促進
- ・安定した生活環境や必要な支援の確保
- ・社会復帰まで継続する「息の長い支援」の実施

○ 基本方針 (※ 国再犯防止推進計画の基本方針を基に項目建て)

- 1 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・県・市町・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- 2 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない支援を実施
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- 4 犯罪等の実態、調査、効果検証の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- 5 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成

○ 取組の方向性 (※ 法務省主催 再犯防止推進計画に係るブロック別担当者説明会(近畿: H30. 1/30)における説明資料を基に項目建て)

1 国・民間団体等との連携強化

(1) 国・民間団体等と県が連携した再犯防止の実施のための取組

- ① 犯罪や非行をした人を必要な支援機関等につなぐコーディネートの実施
- ② 刑事司法手続が終了した者に対する継続的支援の実施
- ③ 職員に対する教育・研修の実施

(2) 特性に応じた効果的な指導のための取組

- ① 矯正施設や保護観察所との情報共有をはじめとする連携の強化
- ② 犯罪や非行をした人を受け入れる社会福祉施設に対する支援

2 就労・住居の確保

(1) 就労の確保のための取組

- ① 障害者・生活困窮者向け就労支援事業者に対する啓発
- ② 生活困窮者就労支援事業者や障害者就労支援事業者の情報提供
- ③ 公的機関における犯罪をした者等の直接雇用
- ④ 協力雇用主による公共調達を受注の機会を増やすための優遇措置
- ⑤ 刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援

(2) 住居の確保のための取組

- ①地域における犯罪や非行をした人の社会復帰に有用な社会資源に関する情報提供
- ②住宅セーフティネット法に基づき犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の開拓とその賃貸人に対する支援

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者または障害のある者等への支援のための取組

- ①矯正施設や保護観察所における指導・福祉的支援への協力
- ②刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするための調整

(2) 薬物依存を有する者への支援のための取組

- ①精神保健福祉センターや保健所における薬物依存症者とその家族に対する支援
- ②薬物依存症治療に関する広報・啓発の実施
- ③地域の薬物依存症治療を行う医療機関の整備
- ④薬物依存症者に対する支援を実施する自助グループなどの民間団体に対する支援

4 非行の防止と矯正施設等と連携した修学支援の実施

- ①学校等における再非行の防止の観点も含めた非行防止のための相談・支援
- ②非行等を理由とする修学中断の防止
- ③非行の未然防止の観点を踏まえた、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援
- ④矯正施設・保護観察所と学校関係者の相互理解の促進
- ⑤保護司と学校関係者の日常的な連携・協力体制構築への協力
- ⑥矯正施設在所者の復学・進学時における特別な配慮

5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の促進のための取組

- ①民間協力者の活動に対する支援

(2) 広報・啓発活動の推進のための取組

- ①再犯防止啓発月間における啓発事業の実施
- ②“社会を明るくする運動”の推進
- ③地域の学校等における刑事司法関係機関職員による出前授業の受入の推進

○ 計画にかかる指標

○ 計画の進行管理

○ 参考資料

【参考】滋賀県の基礎データ

(1) 総数

○検挙（送致）人員（平成 28 年）（※1）

- ・ 刑法犯：2,172 人（うち再犯者 1,093 人、再犯者率 50.3%）
- ・ 特別法犯：404 人（再犯者数不明）

（参考 違反法令：廃棄物処理法 82 人、覚せい剤取締法 68 人、
迷惑防止条例 63 人、軽犯罪法 35 人、大麻取締法 22 人、
児童買春・児童ポルノ禁止法 21 人 etc）

【参考：滋賀県内における再犯者（再犯者率）の推移】

- ・ 再犯率は過去 10 年間で 10.2 ポイント増加しており、平成 28 年が最も高い。

年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
刑法犯検挙人員	2,517	2,585	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172
うち再犯者	1,010	1,047	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093
再犯者率 (%)	40.1	40.5	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3

（平成 30 年「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議総会（H30.2/2）資料より）

【参考：近畿地方の刑法犯検挙人員（平成 28 年）】

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
検挙人員	2,172	4,489	17,484	12,145	2,415	1,918
うち初犯者	1,079	2,256	8,810	6,063	1,256	981
うち再犯者	1,093	2,233	8,674	6,082	1,159	937
再犯者率 (%)	50.3	49.7	49.6	50.1	48.0	48.9

（法務省 再犯防止推進計画に係るブロック別担当者説明会（H30.1/30）資料より）

(2) 成人

○検挙人員（平成 28 年）（※1）

- ・ 刑法犯：1,776 人（うち再犯者 925 人、再犯者率 52.1%）

○起訴（平成 28 年）

- ・ 刑法犯：798 人

○起訴猶予者数（平成 28 年）

- ・ 刑法犯：710 人

（自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く）（※2）

○執行猶予者数（平成 28 年）：347 人（※2）

○平成 29 年に刑事施設に入所した者（犯罪時の居住地が滋賀県である者）（※3）

133 名（うち 65 歳以上 14 名）

(3) 少年

○検挙人員（平成28年）（※1）

- ・ 刑法犯：396人（うち再犯者168人、再犯者率42.4%）

○少年事件において家庭裁判所の審判を受けた者の内訳（平成28年度）（※4）

- ・ 検察官送致：29人
- ・ 少年院送致：37人
- ・ 保護観察決定：190人
- ・ 児童自立支援施設等送致：3人
- ・ 都道府県知事・児童相談所送致：0人
- ・ 不処分決定：188人

(4) 罪種別人員（※1）

○刑法犯により検挙された者（総数）

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ・ 窃盗：1,304件（60.0%） | うち再犯 窃盗：653件（59.7%） |
| ・ 粗暴犯：378件（17.4%） | 粗暴犯：178件（16.3%） |
| ・ その他：490件（22.6%） | その他：262件（24.0%） |

○刑法犯により検挙された者（成人）

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ・ 窃盗：1,067件（60.1%） | うち再犯 窃盗：564件（61.0%） |
| ・ 粗暴犯：299件（16.8%） | 粗暴犯：136件（14.7%） |
| ・ その他：410件（23.1%） | その他：225件（24.3%） |

○刑法犯により検挙された者（少年）

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・ 窃盗：237件（59.8%） | うち再犯 窃盗：89件（53.0%） |
| ・ 粗暴犯：79件（20.0%） | 粗暴犯：42件（25.0%） |
| ・ その他：80件（20.2%） | その他：37件（22.0%） |

（※1）出典：滋賀の犯罪 平成28年（滋賀県警察本部）

（※2）出典：平成28年検察統計統計表（法務省）

（※3）出典：法務省「刑事情報連携データベースシステム」による速報値

（大阪矯正管区更生支援企画課より入手）

（※4）出典：平成28年司法統計年報（少年事件編）（最高裁判所事務総局）